

## 資料 2

### 玉名市附属機関の設置等に関する条例

平成 27 年 3 月 31 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

(所掌事務)

第 3 条 別表附属機関の欄に掲げる附属機関は、それぞれ同表所掌事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表事務の内容の欄に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第 4 条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、別表委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

(別表)

執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	玉名市まちなか未来デザイン協議会	(1) グランドデザイン等の策定及び取組に関すること。 (2) 都市再生推進法人の指定に関すること。 (3) その他グランドデザインに関し市長が必要と認める事項に関すること。	審査及び審議	30 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域の代表者 (3) 関係する期間及び団体の代表者 (4) その他市長が適当と認める者	2 年

## 玉名市まちなか未来デザイン協議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成27年条例第2号）第6条の規定に基づき、玉名市まちなか未来デザイン協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することが適当でないとき議長が認めるときは、協議会に諮った上で公開しないことができる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(分科会)

第7条 協議会に、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後及び玉名市附属機関の設置等に関する条例第5条第1項に規定する任期が満了した後最初に開く協議会の会議については、市長が招集する。